所定疾患施設療養費の算定状況

令和５年度算定状況

病名	件数	日数	投薬･注射･検査等
肺　　炎	8	50	メロペネム･セフタジジム･アジスロマイシン等
尿路感染	7	55	メロペネム･レボフロキサシン･クラビット等
帯状疱疹	3	28	ビタラビン･バラシクロビル･バルトレックス等
蜂窩織炎	2	19	メロペネム･クラビット･メイアクト等

厚生労働大臣が定める基準に従い、所定疾患施設療養費の算定状況について公表します。

＜算定条件＞

①　所定疾患施設療養費(Ⅱ)は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等が行われた場合(肺炎または尿路感染症については検査を実施した場合)に、１回に連続する 10 日を限度とし、月１回に限り算定するものであるので、１月に連続しない１日を 10 回算定することは認められないものであること。

②　所定疾患施設療養費Ⅱと緊急時施設療養費・所定疾患施設療養費Ⅰは同時に算定することはできないこと。

③　所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。

イ 肺炎

ロ 尿路感染症

ハ 帯状疱疹

二 蜂窩織炎

①　算定する場合にあっては、診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等(医療機関受診し実施した検査を含む)を診療録に記載していること。

⑤ 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。

⑥ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

⑦ 介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する研修を受講していること。

介護職員特定処遇改善加算の算定状況

介護職員等特定処遇改善加算Ⅱを算定中です！

介護職員処遇改善補助金を算定中です！

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

② 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること

③ 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ１つ以上取り組んでいること

④ 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

【資質の向上】

・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）

→介護福祉士取得の為の研修受講の勤務調整、他の研修参加の調整を実施しています。

【労働環境・処遇の改善】

・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

→定期的に職員ミーティングを行っています。

・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備

→年１回の職員健診(夜勤者は年２回)・ｽﾄﾚｽﾁｪｯｸを実施。敷地内禁煙で受動喫煙防止を徹底しています。

・ICT 活用による介護職員の事務負担軽減

→介護ソフト・タブレット端末を利用した記録システムを使用し記録の省力化を図っています。

【その他】

・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上

→加太の民生委員会と共に「加太健康体操」を月２回、加太公民館で実施しています。

・非正規職員から正規職員への転換

→積極的にパート・アルバイト職員を正職員に登用しています。

・職員の増員による業務負担の軽減

→様々な雇用形態を創設し、積極的に職員採用ができるように努めています。